

浜松市告示第360号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和8年6月25日から2週間浜松市浜名土木整備事務所（浜北）において一般の縦覧に供する。

令和8年6月25日

浜松市長 中野祐介

記

路線名	区間	供用開始の期日	摘要
市道浜北於呂46号線	浜松市浜名区於呂3605番3から 浜松市浜名区於呂3634番5まで	令和8年6月25日	